

院外処方箋疑義照会簡素化 プロトコル導入について

大津赤十字志賀病院 薬剤部

はじめに

【疑義照会簡素化プロトコル】

- ▶ あらかじめ合意されたルールに基づき、疑義照会なしで変更調剤を可能とする取り組み

【目的】

- ▶ 形式的な疑義照会を減少させる。
- ▶ 保険薬局→患者待ち時間の短縮
薬学的知見に基づく本来の疑義照会に注力
- ▶ 医療機関→医師・関係職員の負担軽減

【法的解釈】

- ▶ 薬剤師法第23条 2項の変更調剤における医師の同意をプロトコルにより合意が得られたとみなし、第24条の疑義照会義務に抵触しないという解釈。

【行政通知】

平成22年4月30日付厚生労働省医政局長通知

- ▶ 薬剤の種類・投与量・投与方法・投与期間について、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコルに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること。

プロトコルの運用

【処方変更に関わる原則】

- ▶ 保険薬局ごとに**合意書の締結**が必要。
- ▶ 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ処方医の署名又は記名・押印がある場合は処方薬の変更はできない。
- ▶ **麻薬・抗がん剤・覚せい剤原料は対象外**とする。
- ▶ 服用方法・安定性、価格等について、**患者に十分な説明を行い同意を得る**。
- ▶ 専用の報告書を用いて、**F A Xにて事後報告**を行う。

プロトコルの内容

①成分が同一の銘柄変更

例 アムロジピンOD錠5mg→ノルバスク錠5mg

例 ステーブラ錠0.1mg→ウリトス錠0.1mg

- ▶ 先発品・後発品変更可
- ▶ 変更不可欄にチェックが入っている場合は不可
- ▶ 必ず患者へ説明（変更理由、価格）後、同意を得ること

プロトコルの内容

②剤形の変更

例 アムロジピンOD錠5mg→アムロジピン錠5mg

例 ミヤBM細粒→ミヤBM錠

- ▶ 用法・用量が変わらない場合のみ
- ▶ 抗悪性腫瘍剤は不可
- ▶ 安定性、溶解性、体内動態、服薬状況を考慮のこと
- ▶ 軟膏、クリーム剤等は不可
- ▶ 必ず患者へ説明（服用方法、価格）後、同意を得ること

プロトコルの内容

③規格が複数ある医薬品の規格変更

例 5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠

例 10mg錠 1回0.5錠 → 5mg錠 1回1錠

- ▶ 安全性、利便性の向上の場合に限る
- ▶ 必ず患者へ説明（変更理由、価格）後、同意を得ること

プロトコルの内容

④軟膏やシップ薬での用量規格の変更

例 マイザ[®]-軟膏0.05% 5g 2本 → 10g 1本

例 セルタッチパ[®]ツプ[®] 70(6枚入) ×7袋 → (7枚入) ×6袋

- ▶ 合計処方量が変わらない場合に限る
- ▶ 必ず患者へ説明（変更理由、価格）後、同意を得ること

プロトコルの内容

⑤処方薬の半割・粉碎・混合あるいはその逆

例 ワーファリン錠1mg 2.5錠 → 1mg 2錠
0.5mg 1錠

例 ワソラン錠40mg 3錠 分3毎食後 → 分3毎食後 粉碎
(嚥下困難あり)

- ▶ 安定性データに留意のこと
- ▶ 必ず患者へ説明（服用方法、価格）後、同意を得ること

プロトコルの内容

⑥一包化調剤の実施

- ▶ 安定性データに留意のこと
- ▶ 「患者希望」「アドヒアランス不良の改善が見込まれる」の理由のみ可能
- ▶ 一包化不可のコメントは不可
- ▶ 必ず患者へ説明（服用方法、価格）後、同意を得ること

プロトコルの内容

⑦残薬調整のための処方日数短縮

例 アジルバ20mg 1錠 30日分 → 20日分
(10日分残薬があるため)

例 リンデロンVG軟膏0.12% 3本 → 2本
(1本残薬があるため)

- ▶ 短縮の場合に限る（削除する場合や、日数の延長は不可）
- ▶ 頓用処方不可
- ▶ 外用剤の本数変更も可
- ▶ 著しいアドヒアランス低下がある場合は、理由を添えて疑義照会をお願いします

プロトコルの内容

⑧配合剤へ戻す

(薬歴上) ミカムロ配合錠AP 1錠

(今回処方) テルミサルタン錠40mg 1錠

アムロジピンOD錠5mg 1錠

→ミカムロ配合錠AP 1錠に変更可

- ▶ 薬歴等に基づき、大津赤十字志賀病院への入院により変更されていることが確認すること

プロトコルの内容

⑨貼付剤の剤形変更

例 ロキソ[®]ロフェンパップ100mg → ロキソ[®]ロフェンテープ100mg

- ▶ 患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤における、パップ剤→テープ剤、テープ剤→パップ剤への変更
- ▶ 成分が同じものに限る
- ▶ 枚数に関しても原則同じとする

プロトコルの内容

⑩外用剤の用法追記

例 モーラステープL40mg 3袋 1日1回 1回1枚

→ 1日1回 1回1枚 腰

- ▶ 適用回数・適用部位・適用タイミング等の追記に限る
- ▶ 薬歴上あるいは患者面談上、医師の口頭指示を含め用法が明確な場合に可能

プロトコルの内容

⑪処方日数の適正化 その1

例 アクトネル錠17.5mg1錠 分1起床時 14日分 → 2日分

例 リカルボン錠50mg1錠 分1起床時 28日分 → 1日分

- ▶ ビスホスホネート製剤の週1回、月1回製剤が連日投与のほかの処方薬と同一日数で処方されている場合に限る
- ▶ 明らかかな処方間違いと判断された場合の可

プロトコルの内容

⑫処方日数の適正化 その2

例 フロセミド錠20mg1錠 分1朝食後 隔日投与 30日分
→15日分

▶ 明らかかな処方間違いと判断された場合の可

プロトコルの内容

⑬漢方薬の用法

例 大建中湯 3包 毎食後

- ▶ 医師の了解のもとで処方されている漢方薬の食後投与
- ▶ 患者面談の上、食後投与が妥当と判断された場合に限る

プロトコルの内容

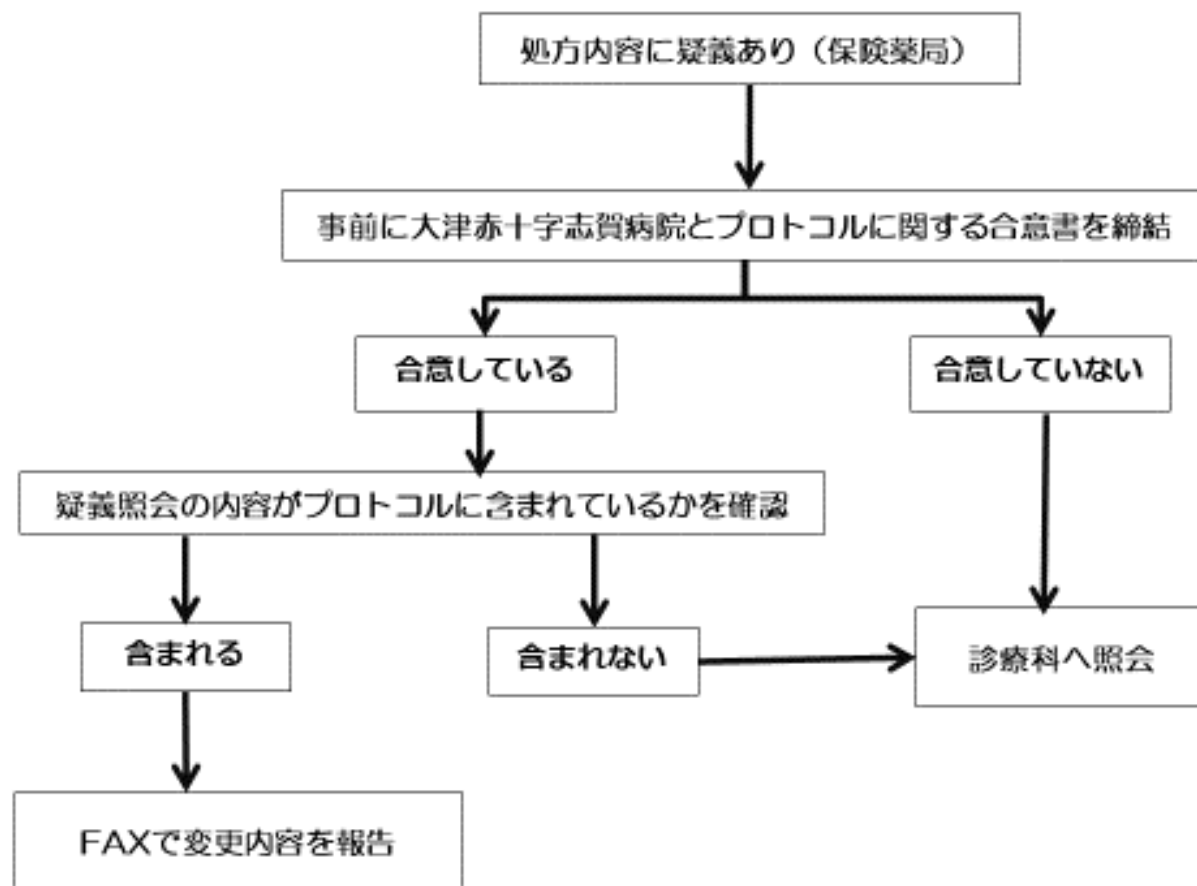
⑭ 添付文書に基づく適正な用法への変更

例 ミグリトール錠50mg 3錠 毎食前 → 毎食直前

例 アクトネル錠17.5mg 1錠 朝食後 → 起床時

- ▶ 添付文書上、用法が明らかに決められている薬に限る

院外処方せんにおける疑義照会の流れ



簡素化プロトコル参加希望の方は

大津赤十字志賀病院ホームページ 医療関係者の方へにある
疑義照会簡素化における合意書 甲用、乙用を印刷して記入していただき、切手貼付した返信用封筒を同封の上、当院までお送りください。

当院より返却された時点でプロトコル合意締結とします。

F A Xする用紙は「疑義照会簡素化プロトコルによる変更報告書」を使用してください。

ホームページに院外処方せん疑義照会簡素化プロトコル資料もあります。

さいごに

疑義照会簡素化プロトコルに関する問い合わせ窓口
大津赤十字志賀病院 薬剤部
平日午前9時から午後5時 (077-594-8777代表)
報告書のFAXは **077-594-8462** 24時間受付

保険薬局の皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

